

総務省独立行政法人評価委員会
郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会（第18回）

平成24年3月6日

【釜江分科会長】 定刻となりましたので、これから第18回の総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の会合を始めたいと思います。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、事務局より本日の会議の定足数の報告及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本日は、総務省独立行政法人評価委員会令第7条第3項で準用する同条第1項に基づきまして、分科会の委員3名全員にご出席いただいております。定足数の過半数をここで満たしておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

続きまして、本日の資料のご確認をさせていただきたいと思います。まず、資料1-1ですが、こちらが第2期中期計画の本体になっております。最後の3枚が中期計画中の予算となっております。

それから資料1-2、こちらが、第1期中期計画及び第2期中期目標と、今回の第2期中期計画（案）との比較対照表となっております。

それから参考資料の1が、今回の第2期中期目標本体となっております。参考資料2が、今回の中期目標・中期計画の策定に関するスケジュールについてまとめたもの。また、参考資料3が委員及び専門委員の名簿となっております。

不足の資料などございませんでしょうか。事務局からは以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第にございます議事の1、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第2期中期計画（案）について、に入らせていただきます。

前回の分科会におきまして審議をお願いいたしました機構の第2期の中期目標を踏まえまして、機構において第2期の中期計画案を作成しておりますので、本日はこの中期計画案についてご議論いただき、当分科会としての意見をまとめさせていただきたいと思っております。

それでは、機構からご説明をお願いいたします。

【機構（大高総務部長）】 機構の総務部長の大高でございます。私のほうからご説明申

上げます。お手元のほうに資料1-1と資料1-2が用意されてございますが、資料1-2のほうがわかりやすいかと思っておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思っております。

この比較対照表、一番左のほうに現在の中期計画、真ん中に中期目標、そして右のほうに次期中期計画（案）が示されております。

中期目標のところに書いてございますように、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらにかかる債務を確実に履行するというのが当機構の目的でございます。次期中期目標期間におきましてもこの目的は変わることがございませぬので、次期中期計画におきましても、現在の中期計画と基本的には同じようなつくり方となっております。したがって、主にどういうところが変わったかというところを中心に説明申し上げたいと思っております。

まず、現在の中期計画のほうをごらんいただきたいんですが、赤字の部分が変わっている部分でございます。次期中期計画におきましては、中期目標期間が5年間となっております。平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。従前は機構が平成19年10月に発足した関係で4年半となっております。

次に参ります。第1の1の組織運営の効率化でございます。従前の中期計画におきましても組織運営の効率化について記載しておりますが、今回は管理部門の簡素化、アウトソーシングの検討等ということで、具体的に例示をして記載しております。

次のページに参ります。2ページでございますが、赤字の部分でございます。国際ボランティア貯金の寄附金の配分につきましては、次期中期目標期間中に完了させたいと考えております。したがって、次期中期計画におきましても進行管理等をしっかりと、あるいは配分見直し等を行うということを記載しております。そして、配分完了に伴う業務体制の見直しを図るというふうにしております。

次でございますが、業務経費等の削減でございます。少し下になりますが、中期目標期間の最終年度、つまり平成28年度におきまして、平成23年度、今年度の経費の95%以下とするというふうにしております。また、具体的にどのようにその経費を削減していくかということでございますが、既に平成22年4月に当機構におきましては随意契約と見直し計画というのを策定しております。これは契約を適正化していくというのが目的でございますが、これに従って進めていきたいと考えております。

①としまして、随意契約の見直し、②としまして、一者応札・一者応募の見直し、③と

しまして契約監視委員会による点検でございます。これを通じまして競争入札等におきまして競争性を高め、コストを下げたいと考えております。

次のページに参ります。3ページでございますが、人件費について記載しております。基本的な考え方としまして、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととするとしております。

具体的には、例えばなお書きで書いてございますが、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく、国家公務員の給与削減の取組を踏まえた目標を設定するものとする。さきに成立しましたこの法律に基づきまして、平成24年度は7.8%、プラス平成23年度の人事院勧告分0.23%を加えまして、8.03%削減する目標としております。次年度、平成25年度におきましては7.8%、そして最後の3年度につきましては法律の効力がなくなり、またもとに戻りますので0.23%削減するというところで、後ほどご説明いたします予算も作成しているところでございます。

以上は人件費における単価の事項でございます。数量的な部分でございますが、定期的に業務量の変化を検証して、組織人員の合理化を図っていきたくと考えております。また、その際、部の統合についても検討する所存でございます。

4ページに参ります。第2の1としまして、資産の確実かつ安定的な運用というのを示しております。書き方は従前と同じでございます。具体的には、別紙1のほうをごらんいただきたいんですが、貯金のほうが15ページから16ページになります。15ページでございますが、郵便貯金資産の運用計画と表題されたものでございます。

基本方針としまして、安全・確実性を重視した運用でございます。具体的な運用の方法としまして(2)で書いてございますが、まず①としまして、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金、いわゆる特別貯金でございます。②としまして、預金者貸し付けでございます。これらにつきましても従前と変わりがございません。

16ページに参ります。地方公共団体に対する貸し付けでございます。公社から承継した地方公共団体に対する貸し付けに係る債権を保有すると、このような記述の仕方としております。なお、従前の中期計画をごらんいただきたいんですが、一番左のほうになりますが、公社から承継した地方公共団体に対する貸し付けに係る債権について、保有のために運用する、とこのような記載となっております。

従前の記載の仕方は非常にわかりにくいと判断いたしまして、今回表現を変えております。実際的な中身は変わっておりません。新たに貸し付けを行うのではなく、公社から承

継した貸し付けについて保有するという意味でございます。

若干割愛させていただきまして、17ページに参ります。簡易生命保険資産の運用計画でございます。安全・確実性を重視した運用という点では同様でございます。運用方法としまして、①契約者貸し付け、積立金の範囲内で契約者に貸し付けるというものでございます。

②としまして、株式会社かんぽ生命保険への預託でございます。これは現在の中期計画のほうをごらんいただくと記載がないことがおわかりいただけるかと思うんですが、民営化時の混乱もあってか、記載が抜けておりましたので、今回の計画におきましては正しく記載したというのが実情でございます。まず、この預託というのは何かということでございますが、この預託というのは郵政民営化時、機構が発足したわけでございますが、既に保険金支払事由が発生したものににつきましては、再保険にかけることができませんでした。

したがって、既に保険金支払事由が発生したものに対する備えとしまして、支払備金というのがございますが、支払備金というのを機構のBS上、計上しておりました。それに相応するものとして、株式会社かんぽ生命保険のほうに預託しておりました。したがって、機構発足当初からこの預託というのがあったわけでございます。今回もこの預託を引き続き行うという意味で、預託に係る債権を保有するというような記載をしております。

次に、③地方公共団体に対する貸し付けでございます。これは、まず現在の中期計画のほうをごらんいただければと思います。②の地方公共団体に対する貸し付けにおきまして、末尾のほうに下線を引いた部分でございますが、廃止前の簡易生命保険法第88条の規定により地方公共団体に対し貸し付けを行うというような記載がございます。これは、平成19年度に限って経過措置的に機構が新たに地方公共団体に対して貸し付けを行っております。平成20年度以降は行っておりません。

今度の中期計画のほうをごらんいただきたいんですが、書き方としまして、廃止前の簡易生命保険法第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸し付け、つまり平成19年度に行った貸し付けという意味でございます。及び、ちょっと飛びますが、次のページにかけてでございますが、公社から承継した地方公共団体に対する貸し付けに係る債権を保有すると。引き続き貸付債権を保有するという意味でございます。新たに貸し付けを行うという意味ではございません。

④としまして、公庫公団に対する貸し付けでございます。これも公社から承継したもの

でございますが、引き続き保有するというところで債権に係る保有をするという表現としております。

以下は割愛させていただきます、4ページのほうにお戻りいただければと思います。4ページの第2の1の(2)でございます。再保険先である株式会社かんぼ生命保険に対して、運用状況を毎月把握して確認等を行っていくということでございます。

次に、2の提供するサービスの質の維持・向上でございます。当機構の管理業務の多くの部分は委託しておりますので、提供するサービスの質の維持・向上を図る上では、委託先、あるいは再委託先に対する監督が重要となります。したがって、今回も引き続き同様の記載をしております。

5ページのほうをごらんいただきたいのですが、赤字の部分でございます。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等について、留意するものとするというふうにしております。今回、中期目標においてこれらについて特に記載されておりますので、中期計画におきましてもこのような記載をしているところでございます。

次に、①でございますが、事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行うというふうに書いてございます。ここはいわゆるオフサイトモニタリングの部分でございます、定期的、あるいは随時に報告を求めて確認を行っていくというものでございます。その際、不適正事例が発生した場合には発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行うこととしております。従前もこのようなことを行っておりましたが、今回、しっかりやるという意味で明記しております。また、重点確認項目の設定に当たっては、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとしております。

②でございます。監督のもう一つの柱となります実地監査についてでございます。今回真ん中の中期目標のほうをごらんいただきたいんですが、(中略)の後のほうでございます。また、監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること、とこのように目標において示されております。

それを踏まえまして、今回、内部監査結果の利用の部分について少し敷衍して書いてございます。また今度の中期計画のほうにお戻りいただきたいんですが、監査業務の実施に

当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなどというふうに敷衍して、今回記載しているところでございます。

次に参ります。6ページになりますが、再委託先の監督。基本的に委託先に対する監督と同様でございますので、ここは割愛させていただきます。

(3)≒監督に当たり留意する事項でございます。やはり、サービスを提供するに当たって、サービスの提供場所及び提供時間というのは重要でございますので、これについても引き続きしっかりやっていくということを記載しているところでございます。

次に参ります。7ページでございますが、標準処理期間でございます。今回、中期計画を策定するのを機に改めて標準処理期間について見直しを行いました。結果としまして、郵便貯金管理業務につきましては変える必要がなく、簡易生命保険管理業務につきましては変える必要があるという結論に達し、別紙3、別紙4のとおり定めたところでございます。

具体的には、20ページのほうをごらんいただきたいんですが、郵便貯金管理業務に係る標準処理期間、これらにつきましては基本的に変えておりません。次でございますが、21ページ、簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間につきましては、従前は14日であったものを5日に変えております。なお、日数の数え方でございますが、従前のものにつきましては暦日で計算し、次期中期計画におきましては営業日で計算しております。

7ページのほうにお戻りいただければと思います。3としまして、業務の実施状況の継続的な分析でございます。引き続き、利用者のご意見等を調査を通じて把握していきたいと思っております。また、それを分析しまして業務の質の維持・向上に努めていきたいと考えております。

8ページに参ります。照会等に対する迅速かつ的確な対応でございます。一番左のほうでございますが、現在の中期計画をごらんいただきますと、マニュアルを作成し、対応することとするというような記載がされておりますが、既にマニュアルは作成され、毎年更新としております。そういうのを踏まえますと、新たな中期計画であえてマニュアルに触れる必要はないというふうに判断いたしました。

したがって、今度の中期計画におきましては、直接の照会等に対し迅速かつ的確に対応することとするということで、中期目標に沿ったまま書いてございます。また、委託先、再委託先についても同様に、迅速かつ的確な対応を求めることとする予定でございます。また、委託先、再委託先につきましては、先ほど申しましたオフサイトモニタリング、

あるいはオンサイトモニタリングを通じまして確認等を行い、必要に応じて改善を求めていく所存でございます。

次に、5情報の公表等でございます。現在の中期計画におきましては、公社が公表していた情報の範囲を基本とし、というふうに書いてあります。既に機構におきましては、公社が公表していた情報の範囲を基本として公表等を行っておりますので、今回は引き続き行うというような形で記載させていただいております。

(2)のホームページの関係、これは従前の記載と同じでございます。引き続きしっかりとやっていきたいと考えております。

9ページに参ります。預金者への周知でございます。中期目標におきまして、今回広報業務の実施に当たっては実際に窓口において権利交渉した者に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の増大を招かないようにすること、というふうにお示しいただいております。

中期計画におきましてもこれらも踏まえまして、権利行使をした者という記述がわかりにくいので、その辺を敷衍して記載しております。なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する実態調査等を行い、このような記載にしております。

次でございます。第3、財務内容の改善に関する事項でございます。予算、別表1のとおりのいうふうでございますが、これにつきましては資料1-1のほうにお戻りいただければと思います。こちらでございます。この資料1-1の後ろから3枚目からでございます。ここにお示ししておりますのは、平成24年度から平成28年度、5年間の予算、収支計画、あるいは資金計画、これを足し合わせたものでございます。

予算につきましては官庁会計的なつくり方をしております。収支計画につきましては、損益計算書というふうにお考えいただければよろしいかと思います。また、資金計画につきましては、キャッシュフロー計算書というふうにごらんいただければいいと思います。

そのほか、後ろから2枚目と3枚目をごらんいただきたいんですが、郵便貯金勘定の分、そして簡易生命保険勘定の分と、それぞれつくっております。両勘定の間で入り繰りがございませんので、総表はこの両勘定を足したものとなっております。総表のほうをごらんいただきたいんですが、非常に数字が大きくてわかりにくいと思うんですが、どのようなつくり方をしたかというのをご説明申し上げたいと思います。

先ほど郵便貯金勘定、あるいは簡易生命保険勘定というのに触れましたが、まず郵便貯

金、あるいは簡易生命保険におきまして向こう5年間の収入、あるいは経費を予測しております。それに機構本体が実際に使う経費について5年間予測をしまして、それを足し合わせてこの表はつくり上げられております。機構が実際直接使う部分が中心となりますが、基本的に物件費と人件費でございます。物件費につきましては、平成23年度の決算見込額を基本としまして、毎年1%ずつ削減していくというようなつくり方しております。

つまり、平成24年度は99%、25年度は98%、順に減っていきまして、平成28年度に95%になると、そのようなつくり方でございます。また、人件費につきましては、先ほど申し上げましたように、平成24年度におきまして7.8プラス0.23で8.03%削減する。25年度におきまして7.8%削減をすると。次の3年間は0.23%削減すると、そのような形で作っております。それらに基づいてつくっているわけですが、実際、機構の経費の部分がどこに入っているかと申しますと、総表の予算のほうをごらんいただきたいんですが、その支出の部分の中で業務経費、細項目としましてその他の業務支出がございますが、ここと一般管理費及び人件費の中に入っております。簡単でございますが、以上でございます。

次に、10ページのほうにお願いします。第4としまして、その他業務運営に関する重要事項となっております。その中で、2、適切な労働環境の確保となっております。②の人員に係る指標でございますが、期末の常勤職員数については40人以内とするとしております。人件費の見込みでございますが、先ほど申し上げたような積算に基づいて、18億6,100万円と、5年分で示しているところでございます。

なお、現在の中期計画のほうをごらんいただきたいんですが、19億2,200万というふうになっております。現在の中期計画は4年6カ月で19億2,200万でございますが、今回は5年間で18億6,100万でございます。

次に参ります。11ページに参りますが、(2)労務課題。セクシュアルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。引き続きしっかりとやっていきたいと考えております。

3としまして、機構が保有する個人情報の保護でございますが、記載は従前の計画と同じでございます。機構自身、あるいは委託先、再委託先、しっかり管理をしていきたいと考えております。また、委託先、再委託先につきましては、先ほど申しましたモニタリング等を通じまして確認し、必要に応じて改善を求めていく所存でございます。

12ページでございますが、4としまして、災害等の不測の事態の発生への対処ということですが、機構における対処としまして、さきの震災の際の対応等を踏まえて管理体制の充実を図っていきたいと考えております。委託先、再委託先に対しましても確認等を行い、必要に応じて改善を求めていきたいと考えております。

13ページに参ります。内部統制の充実・強化でございます。今回、中期目標において新たに入った項目でございますが、この中で平成22年3月23日に独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会から出ました報告書、「独立行政法人における内部統制と評価について」というのがございますが、これらを踏まえ、そこがございます6点について特に留意の上、内部統制の充実・強化を図っていきたいと考えております。

①としまして統制環境の整備、②としまして、機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応、③としまして、統制活動としての方針等の整備、④としまして、重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備、⑤モニタリング態勢の整備、⑥ICTの利用環境の整備等。若干わかりにくい表現なんですけど、先ほど申し上げました報告書の記載に沿って記述しているところでございます。

5番目としまして、情報セキュリティ対策の推進でございます。政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し等を行い、しっかりやっていきたいと考えております。

14ページのほうをお願いいたします。積立金の処分に係る金額の厳格な算出等という部分でございます。ここにおきましては、実際には第3期中期計画期間に係る部分ですが、今度の中期目標期間の最終年度におきまして、積立金がある場合でございますが、第3期中期目標期間に繰り越す積立金を厳格に算出しまして、総務大臣の承認を受けるものとする。そして、当該金額を控除して残余がある場合ですが、それを国庫納付するというふうに記載しております。

8番、その他でございますが、環境保全関係、引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

【釜江分科会長】 ありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容についてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

1つ私から。17ページの簡易生命保険資産の運用計画の一番下の③のところの、下から3行目、赤字の部分で、第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸し付け及び云々というところがございますね。されたという表現、何かちょっと違和感というか、

例えば行われたとか、そういうふうな表現のほうがよろしいのではないかという気がいたしました。

【機構（大高総務部長）】 非常にここも表現、正直申しまして迷ったところでございます、ほかの法令にこのような表現があったものですから、法令の記載を参考にして「された」というような表現にしました。

【釜江分科会長】 そうですか。それから、もう一点、先ほどの予算の総表のところでございますが、資料1-1の最後から3ページ目、24年度から28年度までの予算の総表のところの人件費が、これですと23億7,200万。それから、こちらの資料1-2の18億と数字が出ていたのが、資料1-2の10ページの第4のその他の業務運営に関する重要事項のところの下から7行目あたり、(参考2)で中期目標期間中の人件費総額見込みが18億6,100万。一番下のところ、ただし、上記の額は、退職手当と福利厚生費を除いた費用。そうすると、この23億と18億の差額が退職手当及び福利厚生費ということですね。

【機構（大高総務部長）】 はい、そうでございます。

【釜江分科会長】 わかりました。

はい、どうぞ。

【石川専門委員】 21ページの標準処理期間が14日から5日ということになっていますが、仮にこれを営業日で計算すると、大体10日から5日ということになるかと思えます。これについては、実態が大体5日程度で処理できるようなものなのかどうかを確認させてください。

【機構（大高総務部長）】 はい、大体はできます。

【石川専門委員】 わかりました。それと、少々細かいことなのですが、13ページの内部統制の充実・強化の⑤番で、モニタリング態勢の態勢は「体」に制度の「制」ではないですか、違いますか。

【機構（大高総務部長）】 はい。体の体制もございしますが、それも含めて、内部統制におきましては、この態勢という書き方を使うことが多いものですから、この書き方しております。

【石川専門委員】 わかりました。

【機構（大高総務部長）】 例えば、金融庁の検査マニュアル等で幾つか金融機関において検査をする際に見るポイントというのがあり、その中で〇〇態勢というのが幾つかあり

ますが、そこでもこの態勢を使っております。

【石川専門委員】 わかりました。

【釜江分科会長】 ほかに何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

【米山分科会長代理】 8ページの情報公開等の(1)番のところなんですけれども、公表に当たっては、直近の財務諸表について通則法第38条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた日から2月以内となっておりますが、この2月という根拠というのはどうということなのでしょう。わりと長いなという素人的な発想なんですけれども。

【機構(大高総務部長)】 ここで申しておりますのは、まず財務諸表についてはご承認いただきましたら、速やかに公表しております。そのほかの部分についてということでございまして、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令というのがございまして、その第17条におきまして、経営等に関する情報の公表ということが規定されております。同条の第2項におきまして、総務大臣の承認を受けた日から2月以内に行うという形で記載されております。

財務諸表自体は承認をいただいたら速やかに公表しております。それ以外の部分でございまして、例えば、郵便貯金管理業務の状況を示す指標としまして、郵便貯金残高とか、貸付金残高、定期性貯金の平均残高とか、もろもろ省令で定められておりますが、それらについて行うという意味でございまして。

【米山分科会長代理】 わかりました。基本的には2月以内ということですから、速やかにということではよろしいかと思うんですけれども、2カ月とっているというのは、それなりの何か手続なり手間が必要であるのかなと思っております。

【機構(大高総務部長)】 はい、正直申しまして、中身が多岐にわたるものですから、何とか間に合わせてつくっているという状況でございまして。

【米山分科会長代理】 ああ、そういうことですか。わかりました。どうもありがとうございます。

【事務局(徳永課長)】 補足させてもらいますと、今、大高部長が説明したように財務諸表自体はすぐに公表するのですけれども、こちらに書かれているような上の部分の情報ですね、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報、コンプライアンスの推進、かなりたくさんの情報を、財務諸表を作った後でいろいろな情報をまとめて、それも全部を含めて財務諸表を作ってから2カ月以内に全部を出しましょうということですので、財務諸表のみを2カ月以内という意味ではなく、その他いろいろなものを出して

いるということでございます。

【米山分科会長代理】 わかりました。どうもありがとうございます。

【釜江分科会長】 そうすると、むしろこの書き方は、直近の財務諸表について2月以内に公表することとするという書き方を少し変えられたほうが。

【事務局（徳永課長）】 これは、法令のほうに書いてあるのですが、法令のほうの書き方がちょっと分かりにくいのかもしれないですけれども、「財務諸表について」というのは、「承認を受けた日から」にかかっているということです。財務諸表の承認を受けた日から、これらの情報については2カ月以内に公表するという意味です。

【釜江分科会長】 そういうふうを読むのですか。

【事務局（徳永課長）】 はい。

【機構（大高総務部長）】 財務諸表について承認を受けた日から起算するという意味でございます。

【釜江分科会長】 わかりますけれども、公表の対象が上のものなんですね。

【機構（大高総務部長）】 はい、そうでございます。

【釜江分科会長】 機構の組織から取り組み内容等、このあたりですか、これを公表するのが2カ月以内ということですね。

【機構（大高総務部長）】 はい、そうでございます。

【釜江分科会長】 素直に読んでみると、財務諸表が2カ月以内に公表されるように読めるんですけども、少し表現を検討していただいたほうが、この部分はよろしいのではないかと思います。いかがですか。

【機構（大高総務部長）】 済みません、これも法令をほぼそのまま写した書き方としています。省令をほぼ写したものです。

【釜江分科会長】 そうですか。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、いろいろご質問、ご意見出ましたが、機構の第2期中期計画（案）につきましては、お配りしているもので本分科会においてご了承いただいたものとしてよろしゅうございませうか。

（「異議なし」の声あり）

【釜江分科会長】 ありがとうございます。

それでは、これで本日の議事はすべて終了ということにしたいと思っております。委員の皆様

におかれましては貴重なご意見をありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局（徳永課長）】 本委員会の議事録につきましては事務局において取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で、委員会議事規則にのっとり公開することとさせていただきます。さらに会議資料につきましても、委員会議事規則に則り公開することとさせていただきます。

なお、機構の中期計画関係の今後の日程につきましては、3月16日に総務省独立行政法人評価委員会の親会において本件についての審議を行った上で、財務大臣との協議などを経まして、年度末までに総務大臣の認可を行う運びとなります。

それから、次回の分科会につきましては、平成24年度長期借入金（案）及び償還計画（案）などについてご審議いただく予定ですが、年度末ということで委員の皆様、お忙しい時期であると思われるので、できましたら文書審議とさせていただく方向で検討したいと考えております。スケジュールの詳細などにつきましては、別途また事務的にご連絡させていただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

【釜江分科会長】 よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもちまして総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会の第18回の会合を終了とさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以 上